

会 議 録

会議の名称	令和2年度第1回あま市国民健康保険運営協議会
開催日時	令和2年5月1日（金） 午後2時 から 午後2時34分 まで
開催場所	あま市役所甚目寺庁舎 2階 大会議室
会議内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 市長あいさつ 2 会長あいさつ 3 議事録署名委員の指名について 4 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) あま市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について (2) あま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について 5 その他 <ol style="list-style-type: none"> (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する地方税における猶予制度について (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する保険税減免について (3) その他
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・委員名簿 ・配席図 ・あま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案） 資料1 ・あま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案） 資料2 ・地方税における猶予制度 案内チラシ 資料3 ・徴収猶予の特例制度 案内チラシ（案） 資料3-2 ・新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免について 資料4
公開・非公開の別	公開
傍聴人の数	0人
出席委員	横井(重)委員、横井(広)委員、大橋委員、富田委員、渡邊委員、井村委員、山田委員、村上委員
欠席委員	藤井委員、野村委員
事務局	<p>【市民生活部】 小野部長</p> <p>【保険医療課】 上村課長、澤田課長補佐</p>

事務局	<p>定刻となりましたので、ただいまから、令和2年度第1回あま市国民健康保険運営協議会を開催します。</p> <p>なお、藤井委員、野村委員から、本日欠席される旨のご連絡がございましたので、ご報告させていただきます。</p> <p>新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言が発令されている中ではございますが、よろしく願いいたします。</p> <p>本日の協議会は『あま市審議会等の会議の公開に関する要綱』第3条に基づき公開で開催いたします。また、同要綱第7条に基づき、本日の協議会終了後、会議録を作成し、市の公式ウェブサイトへ会議録等を掲載いたしますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、会議次第に沿って進めさせていただきます。</p> <p>まず初めに、あま市長の村上から、ごあいさつを申し上げます。</p>
市長	市長あいさつ
事務局	続きまして、当協議会の山田会長から、ごあいさつをお願いします。
会長	会長あいさつ
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>ここで、市長は公務のため退席させていただきますので、よろしく願いいたします。</p>
市長	【退席】
事務局	それでは、これ以降の進行につきましては、山田会長をお願いいたします。
会長	<p>では、着座にて失礼いたします。</p> <p>速やかな議事進行に、皆様方のご協力をお願い申し上げます。</p> <p>3の「議事録署名委員の指名について」でございますが、議事録署名委員は、協議会規則第9条により会長指名となっております。本年度の議事録署名委員には、横井重保委員と村上委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。</p>
	【両委員了承】
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、続いて4の「議題」に入ります。</p> <p>(1)の「あま市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について」でございます。この議題は、市長の諮問事項となっておりますので、審議のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	【議題について説明】
山田会長	ただいま事務局から説明がありましたが、これに対してご質問等はございませんでしょうか。
富田委員	傷病手当金の知識があまり無いのですが、社会保険の傷病手当金と何か違いがあるのですか。
事務局	健康保険法の規定に準じて傷病手当金の支給を規定いたしますので、社会保険に加入の方が受けられる傷病手当金と、同一のものとなります。

富田委員	国保の傷病手当金は、コロナウイルス感染症が広がってきたから、特例として作る制度なのですか。
事務局	コロナウイルス感染症の拡大防止のため、給与等を受けている方がお勤め先を休みやすい環境を調えることが感染防止に役立つとの考えから、国保においても傷病手当金の支給を規定するものでございます。
富田委員	今までは、国保の傷病手当金は無かったんですよね。わかりました。
山田会長	今回、初めて作った、ということですね。 そのほかに、ご質問等はございませんでしょうか。
村上委員	支給期間を9月30日までにすると説明されましたが、9月30日としたのはなぜですか。
事務局	国の基準に準じたものでございますが、国の基準には国内の感染状況を注視していく、ともありますので、国の基準が延長された場合には、規則を改正し支給期間を延長いたします。
横井重保委員	対象者が、給与等の支払いを受けている被保険者、となっておりますが、自営業の方などは、対象となりますか。
事務局	傷病手当金は、病気などで就労できず給与等の支払いを受けられないときの生活保障としての側面がございますので、自営業の方などは対象とはなりません。自営業の方などには、国の持続化給付金制度等をご案内することになります。
山田会長	そのほか、ご質問等はございませんでしょうか。
山田会長	それでは、他のご質問は無いようですので、委員の皆様にお諮りいたします。当局案を承認することにご異議ございませんか。
	【異議なし】
山田会長	異議なしと認めます。よって「あま市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）」については、当局案のとおり承認し、「承認」の答申書を提出させていただきます。 続いて(2)「あま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）」についてでございます。この議題も、市長の諮問事項となっておりますので、審議のほど、よろしく願いいたします。 それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局	【議題について説明】
山田会長	ただいま事務局から説明がありましたが、これに対してご質問等はございませんでしょうか。
富田委員	初歩的な質問で申し訳ないですが、保険税課税限度額とは収入のことですか。それとも、所得のことですか。
事務局	あま市の国民健康保険税は、所得に応じて課される所得割、固定資産税に課される資産割、加入者お一人ごとに課される均等割、世帯ごとに定額が課される平等割から構成されています。また、医療費にあてる医療分、後期高齢者医療保険制度の支援にあてる後期高齢者支援金分、介護保険料にあたる

	<p>介護納付金分、この3区分に分かれており、各区分に所得割等の税率が定められています。</p> <p>税額を算定する際は、まず各区分の金額を算定し、その合計額が国民健康保険税の額となりますが、保険税課税限度額とは各区分の上限額を示すものでございまして、超過していた場合は、その区分の金額を保険税課税限度額に据え置いて保険税を算定いたします。</p>
富田委員	医療分を2万円引き上げるとありますが、2万円の根拠を教えてください。
事務局	地方税法施行令の改正に準じたものでございます。
富田委員	国の方針ですか。県の方針ですか。
事務局	<p>国の方針でございます。</p> <p>限度額に達する世帯が全体の1.5%程度となるよう設定する基準がございまして、国内全体でその割合になる限度額を国が算出し、それに合わせて地方税法施行令が改正されたものでございます。</p>
富田委員	毎年上がっている気がしますが。
事務局	最近だと平成29年度は据え置きでしたが、それ以降は毎年上がっています。
富田委員	国民健康保険税が高額だとの話がよく出ていますが、今後も上がっていきそうですか。
事務局	今後の医療費の伸び、被保険者数、または景気動向といったものに左右されてまいりますので、今一概に今後どうなっていくかを申し述べるのは、控えさせていただきたいと思えます。
富田委員	わかりました。結構です。
山田会長	そのほか、ご質問等はございませんでしょうか。
山田会長	それでは、他のご質問は無いようですので、委員の皆様にお諮りいたします。当局案を承認することにご異議ございませんか。
	【異議なし】
山田会長	<p>異議なしと認めます。よって「あま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)」については、当局案のとおり承認し、「承認」の答申書を提出させていただきます。</p> <p>それでは、続いて5の「その他」に入ります。</p> <p>(1)の「新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する地方税における猶予制度について」でございます。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	【議題について説明】
山田会長	ただいま事務局から説明がありましたが、これに対してご質問等はございませんでしょうか。
山田会長	<p>それでは、質問も無いようでございますので、次に移ります。</p> <p>(2)の「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する保険税減免について」でございます。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>

事務局	【議題について説明】
山田会長	ただいま事務局から説明がありましたが、これに対してご質問等はございませんでしょうか。
山田会長	それでは、質問も無いようでございますので、次に移ります。 (3)の「その他」でございますが、ここまでの全体を通じまして、委員の皆様方からご質問等はございませんでしょうか。
山田会長	よろしいですか。 それでは、私から一点。 徴収の猶予や保険税の減免などの説明を受けましたが、この制度の周知は、どのように行いますか。広報などに載せるのですか。
事務局	まず、猶予制度でございますが、所管は総務部収納課となります。現時点では、 資料3 として皆様にお配りしたチラシを、市公式ウェブサイトに掲載し窓口でも配布しておりますが、徴収猶予の特例制度に係る国補正予算が昨日成立しましたので、 資料3-2 として皆様にお配りした特例制度の案内チラシ（案）をベースに新たなチラシを作成し、同様に市公式ウェブサイト等で周知することになろうかと考えております。 続きまして保険税減免制度でございますが、7月中旬に送付する本算定通知に制度案内を同封するほか、7月広報や市公式ウェブサイトへの掲載により、周知を図ってまいります。
山田会長	多くの方に利用していただければと思いますので、しっかりと周知をしてください。 他のご質問等は良かったでしょうか。
富田委員	コロナが3月までに終息していなければ、各制度は延長することになりますか。
事務局	国の基準に準じて規定していますので、国の基準が延長されれば、それに合わせて延長することになろうかと思えます。
山田会長	他はよろしかったですか。
大橋委員	国民健康保険税条例の改正で影響がある世帯数などを教えてください。
事務局	課税限度額の引き上げと軽減基準額の引き上げによる影響を、令和元年度賦課データで試算した結果がございますので、ご報告します。 まず、課税限度額の引き上げでございますが、医療分が148世帯・370人の方に影響がございます、増加する負担額は約286万円、介護納付金分は81世帯・137人の方に影響がございます、増加する負担額は約75万円、増加する負担額の合計は、約361万円ございます。 続きまして、軽減基準額の引き上げでございますが、5割軽減と2割軽減を合わせまして、37世帯・77の方が対象となり、軽減される負担額の総額は約155万円でございます。 以上でございます。
山田会長	よろしかったですか。 他に、ご質問等はございますか。

渡 邊 委 員	傷病手当金の支給について、新型コロナウイルス感染症の感染者だけでなく感染が疑われる方も対象となっていますが、感染者への誹謗中傷や差別を助長する風潮が見受けられます。申請者のプライバシーにも十分に配慮のうえ対応していただくよう要望します。よろしくお願いいたします。
山 田 会 長	貴重なご意見、ありがとうございます。 事務局からお答えできることはありますか。
事 務 局	ご指摘ありがとうございます。 傷病手当金につきましては、休みやすい環境を整備してコロナウイルスの感染を防止する主旨で国からの予算措置があり、支給を規定するものでございます。委員のおっしゃるとおり、感染された方、感染が疑われる方、高熱などで休まれた方も傷病手当金の対象となります。その方々の申請に対する支給事務を行う際に、個人情報保護の観点からも、十分に配慮して事務を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。
山 田 会 長	他に、ご意見ご質問はございませんか。
山 田 会 長	他にご質問等はないようでございます。 本日は慎重審議、貴重なご意見をありがとうございました。 これをもちまして、本日の協議会を終了いたします。

【開始時間 午後2時00分】

【終了時間 午後2時34分】

上記の会議録が、令和2年5月1日に開催された、令和2年度第1回あま市国民健康保険運営協議会の記録に相違ないことを証明するために署名する。

令和2年5月1日

あま市国民健康保険運営協議会

会 長 山 田 精 二

議事録署名者 横 井 重 保

議事録署名者 村 上 千 代 子